

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号該当随意契約の令和7年度の事前公表について

令和7年3月1日

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約について、大島地区衛生組合契約規則第1条（奄美市契約規則（平成18年規則第41号）第24条の2第1項第1号及び第2号の規定に準ずる）より、令和5度分の契約に関わる事項を契約を締結する前に次のとおり公表します。

No.	契約の件名	契約に関する事務を所掌する組織の名称	契約に係る業務の概要	契約を履行する場所	契約を締結する予定の日	契約の相手方の決定方法	契約の選定基準
1	令和7年度名瀬クリーンセンター施設内管理業務	大島地区衛生組合 管理係	①ごみ受入監視業務 ②ごみの分別補助作業等	名瀬クリーンセンター	令和7年4月1日	1者随意契約	<p>契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する場合の随意契約の手續として、大島地区衛生組合契約規則第1条（奄美市契約規則第24条の2第1項第1号及び第2号に準ずる）に定める契約の選定基準は、次に掲げる事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 定年退職者その他の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的な就業を提供できるもの又はその他の軽易な業務に係るもの。</p> <p>(2) 地域社会の日常生活に密着したものであって、一般の職業安定機関での職業紹介には馴染まないもの。</p> <p>(3) 常用雇用、日雇、パートタイム等により労働者等が雇用又は就業される場を侵食したり、労働条件等の低下を引き起こすおそれのないもの。</p>
2	令和7年度資源ごみ適正処理業務	大島地区衛生組合 管理係	容器包装リサイクル法に基づく資源ごみの処理 ①ビンの選別、異物除去、不適合物の除去作業 ②ビンの再商品化に関する適正処理作業 ③ペットボトルの選別、異物除去、不適合物の処理作業 ④ペットボトルの梱包、保管作業 ⑤ストックヤード及び周辺の清掃作業等 ⑥その他事務局長が指示する業務	奄美市ストックヤード	令和7年4月1日	1者随意契約	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							